

個人の権利利益を保護する上で我が国と同等の水準にあると認められる個人情報の保護に関する制度を有している外国等（平成三十一年個人情報保護委員会告示第一号）

1 この告示において使用する用語は、個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号。以下「法」という。）において使用する用語の例による。

2 個人情報の保護に関する法律施行規則（平成二十八年個人情報保護委員会規則第三号。以下「規則」という。）第十五条第一項各号のいずれにも該当する外国として個人情報保護委員会が定めるものは、次のとおりとする。

一 次に掲げる欧州経済領域協定に規定された国

アイスランド、アイルランド、イタリア、エストニア、オーストリア、オランダ、キプロス、ギリシャ、クロアチア、スウェーデン、スペイン、スロバキア、スロベニア、チェコ、デンマーク、ドイツ、ノルウェー、ハンガリー、フィンランド、フランス、ブルガリア、ベルギー、ポーランド、ポルトガル、マルタ、ラトビア、リトアニア、リヒテンシュタイン、ルーマニア及びルクセンブルク

二 英国

3 前項の規定により外国を定める場合において、規則第十五条第二項の規定により付する条件は、次のとおりとする。

一 個人データの提供を受ける外国にある第三者とは、前項第一号に定める外国に所在する者については、一般データ保護規則（個人データの取扱いに係る自然人の保護及び当該データの自由な移転並びに指令 95/46/EC の廃止に関する 2016 年 4 月 27 日欧州議会及び欧州理事会規則）に基づく規律に服する者とし、同項第二号に定める外国に所存する者については、英国一般データ保護規則（個人データの取扱いに係る自然人の保護及び当該データの自由な移転に関する 2016 年 4 月 27 日欧州議会及び欧州理事会規則）に基づく規律に服する者とする。

二 個人情報保護委員会は、この告示の適用の日から少なくとも四年ごと、及び個人情報保護委員会が必要と認めるときに、前項の規定に基づく外国の定めに関する見直しを行うものとする。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。